

佐賀県訓令甲第三号

本 庁

現地機関

佐賀県文書規程（昭和五十五年佐賀県訓令甲第一号）の一部を次のように改正する。

平成二十四年三月三十日

佐賀県知事 古 川 康

目次中「 〃 第十一号 保存文書返還目録」を 「 〃 第十一号 保存文書返還目録 に改める。 〃 第十二号 廃棄文書

第二条中第十八号を削り、第十九号を第十八号とし、第二十号から第二十三号までを一号ずつ繰り上げる。

第十四条第一項中「文書主任」は、「」の下に「電子署名のある」を加え、「次に掲げるところにより処理しなければ」を「電子署名を検証しなければ」に改め、同項各号を削る。

第四十三条第二項中「佐賀県歴史的文書の保存等に関する規程（平成二年佐賀県訓令甲第三号）（第二条第一項の規定により選別された歴史的文書）（以下「歴史的文書」という。）で永久保存文書であるもの及び」を削り、「本庁にあつては法務課長が、所にあつては文書主任」を「佐賀県公文書館長（以下「公文書館長」という。）に、「所の主務課」を「所」に改める。

第四十五条の見出しを「（完結文書の公文書館長への引継ぎ）」に改め、同条第一項中「及び所の主務課長」を「及び所長」に、「法務課長又は所の文書主任」を「公文書館長」に、「本庁にあつては法務課長に、所にあつては所の文書主任」を「公文書館長」に改め、同条第二項中「法務課長及び所の文書主任」を「公

文書館長」に改め、「、所の文書主任にあつては、主務課長に送付し」を削る。  
第四十六条第一項中「法務課長又は所の文書主任」を「公文書館長」に、「本庁にあつては法務課長の、所にあつては文書主任」を「公文書館長」に改め、同条第三項及び第六項中「法務課長又は所の文書主任」を「公文書館長」に改める。

第四十七条第一項中「所の主務課長」を「所長」に、「法務課長又は所の文書主任」を「公文書館長」に改め、同条第二項中「法務課長及び所の文書主任」を「公文書館長」に、「所の主務課長」を「所長」に改め、同条第三項中「所の主務課長」を「所長」に、「法務課長又は所の文書主任」を「公文書館長」に改める。

第四十八条を次のように改める。

( 保管文書の廃棄 )

第四十八条 主務課長及び所長は、保存期間が満了した保管文書を廃棄しようとするときは、廃棄文書目録（様式第十二号）を作成し、これを公文書館長に提出しなければならない。この場合において、公文書館長から佐賀県公文書館条例（平成二十四年佐賀県条例第七号）第一条に規定する歴史的文書（以下「歴史的文書」という。）として保存する必要があるものとして文書の引継ぎを求められたときは、当該文書を公文書館長に引き継ぐものとする。

2 主務課長及び所長は、前項の規定により公文書館長に引き継ぐものを除き、保存期間の満了した保管文書を速やかに廃棄するものとする。

第四十九条中「法務課長及び所の文書主任」を「公文書館長」に改める。

第五十条中「法務課長及び所の文書主任」を「公文書館長及び所長」に改める。

第五十一条第二項中「所の主務課」を「所」に改める。

様式第十一号の次に次の一様式を加える。

様式第 12 号（第 48 条及び第 49 条関係）

廃棄文書目録

所属名

整理 番号	簿冊名	書架記号番号	備考

附 則

この訓令は、平成二十四年四月一日から施行する。